

福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市防犯カメラ設置補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪の抑止を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために常設する映像撮影機器であつて、映像の記録機能を有するものをいう。ただし、駐車場や会館などの財産管理に供される目的のものを除く。
- (2) 自治会等 地区自治会連合会等の地域的な共同活動を行う団体で市長が認めたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が行う防犯カメラ設置事業で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に設置されるものであること。
- (2) 撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、自治会等と警察等の専門家が協議して新設する防犯カメラであること。
- (3) 防犯カメラの設置及び維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意が得られていること。
- (4) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民等の同意が得られていること。
- (5) 防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
- (6) 道路上に防犯カメラ、防犯カメラ設置を明示する表示板及びその他の防犯カメラシステムを構成する機器（以下「防犯カメラ等」という。）を設置する場合は、当該道路の占用許可等を受けていること。
- (7) 私有地や建物等に防犯カメラ等を設置する場合は、当該私有地や建物等の所有者の承認を受けていること。
- (8) 防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置又は運用する者）又は管理責任

者は、防犯カメラの設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。

(9) 各年度末までに当該対象事業が完了できること。

(10) 補助事業を実施する自治会等においてタウンライトアップ運動の実施を宣言していること。

(補助対象及び補助対象外経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像記録媒体（ハードディスク、メモリーカード等）その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入及び設置工事に要する経費（モニター設置経費を除く。）

(2) 映像撮影機器（カメラ）の設置を示す表示板等に要する経費

2 補助の対象外となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 防犯カメラの設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費

(2) 土地の造成、土地又は建物等の使用、取得、若しくは補償に要する経費

(3) 防犯カメラ等の維持管理に要する経費（電気料、電柱添架料、修繕料等）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。（1,000円未満は切り捨てる。）

2 前項の規定によるほか、補助金の額は防犯カメラ1台につき、100,000円を上限とする。

3 前2項の規定によるほか、この要綱により1つの自治会連合会が、交付を受けることのできる補助金の額は、通算で1,000,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする自治会等は、規則第3条第1項の規定により、市長が別に定める日までに、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 自治会等別内訳書

(4) タウンライトアップ運動実施宣言書の写し

- (5) 防犯カメラ設置に係る地域住民の合意が確認できる議事録等の写し
- (6) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民等の同意書
- (7) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (8) 防犯カメラの設置・運用に関する要領
- (9) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (10) 警察等と協議したことが分かる資料
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付を申請した自治会等に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に福井市防犯カメラ設置補助事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、福井市防犯カメラ設置補助事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助金の交付決定を受けた自治会等に通知するものとする。

(状況の報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、規則第9条の規定により、補助事業の遂行状況について、福井市防犯カメラ設置補助事業状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令)

- 第10条 市長は、前条の規定による状況の報告により、自治会等の補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、自治会等に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 自治会等が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 1 1 条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第 1 1 条の規定により、速やかに福井市防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 自治会等別内訳書
- (3) 防犯カメラの設置位置が分かる書類（申請時と変更があった場合のみ）
- (4) 防犯カメラ設置事業実施に伴う支出証拠書類の写し（領収書等）
- (5) 防犯カメラ設置前後の現況写真（防犯カメラ設置を明示する表示板、防犯カメラによる撮影画像）
- (6) その他市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 市長は、前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 1 2 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金額確定通知書（様式第 7 号）により、当該実績報告書を提出した自治会等に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 3 条 前条の通知を受けた自治会等が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 1 4 条の規定により、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第 1 4 条 補助金の交付を受けた自治会等は、事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類について、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 自治会等名

代表者住所

代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付申請書

年度において、下記の事業について、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 事業実施予定日

3 補助金交付申請額

4 添付書類

様式第2号（第7条関係）
福井市指令危第 号

自治会等名
代表者住所
代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井市防犯カメラ設置補助事業補助金の交付については、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の対象とする事業は、 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業等の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又はその遂行が困難と認められるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 自治会等名
代表者住所
代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令危第 号で補助金の交付の決定の通知があった福井市防犯カメラ設置補助事業について、下記のとおり事業の内容及び経費の変更をしたいので、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項

	変更前	変更後
変更の内容		

2 添付書類

様式第 4 号(第 8 条関係)
福井市指令危第 号

自治会等名
代表者住所
代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった福井市防犯カメラ設置補助事業の変更申請については、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、事業の変更を承認したので次のとおり通知する。

年 月 日

福井市長

	変更前	変更後
変更の内容		

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 自治会等名

代表者住所

代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業状況報告書

年 月 日付け福井市指令第 号で補助金の交付決定を受けた福井市防犯カメラ設置補助事業の遂行状況について、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の遂行状況
- 3 その他

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 自治会等名

代表者住所

代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業実績報告書

年 月 日付け福井市指令危第 号で補助金の交付の決定の通知があつた福井市防犯カメラ設置補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、その実績を、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業実施年月日

2 添付書類

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

福井市指令危第 号

自治会等名

代表者住所

代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった福井市防犯カメラ設置補助事業補助金の交付については、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり補助金の額の確定を行ったので通知する。

年 月 日

福井市長

記

補助金額 金 円

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 自治会等名

代表者住所

代表者名

年度 福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付請求書

年 月 日付け福井市指令危第 号により交付の決定通知のあった福井市防犯カメラ設置補助事業補助金について、福井市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

3 特記事項

事業計画書

自治会等名		
防犯カメラの 設置必要数	台 場所 () () ()	
設置時期	年 月設置予定	
事業費	総事業費	円
	補助対象経費	円
	市補助額	円
	自治会等負担額	円
	その他	円
犯罪発生・不審 者出没状況	(過去 1 年間に地区内で発生した主な犯罪発生や不審者出没状況を記載)	
県警察等との 協議の概要	【協議日】	
	【協議メンバー】	
	【概要】	
地域住民の同意 の状況		

※自治会ごとに分けて作成すること

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金		
合 計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

自治会等名
代表者住所
代表者氏名

収支決算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
市補助金				
合 計				

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

自治会等名
代表者住所
代表者氏名

自治会等別内訳書

(単位：円)

自治会名	事業費	補助対象経費	補助申請額	経費の配分				備考
				県	市町	自治会等	その他	

○留意事項

1. 経費の配分欄に記載した金額の合計と事業費欄の金額を一致させること
2. 自治会等以外の団体から寄付等があった場合には、その他欄に記載し、その団体名を備考欄に記載すること
3. 変更する場合は、変更前の金額を () 書きで記載すること

タウンライトアップ運動実施宣言書

年 月 日

(自治会名)

犯罪のない安全で安心なまちづくりを
目指し、夜間に各家庭の門灯や玄関灯等を
点灯して地域を明るくするタウンライト
アップ運動に取り組みます。